

1 審議会名	上田市公文書館運営協議会
2 日 時	令和2年3月25日 午後2時00分から午後4時00分まで
3 会 場	丸子地域自治センター3階 第三会議室
4 出席者	小平委員、児玉委員、関委員、田村委員、堀内委員
5 市側出席者	小野沢総務課長、土屋公文書館長、小林公文書館主任
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和2年4月9日

協 議 事 項 等

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 令和元年度事業報告について

- 事務局より、資料に沿って説明
- 意見・質問等：次のとおり

(委員) 年間来館者数に講座の参加者は含まれているか。

(事務局) 10月に創造館にて行った記念講演会の人数は含めていないが、通常の講座については含めている。

(委員) 資料の寄贈の中に旧役場文書が含まれているが、これは個人による寄贈か。

(事務局) そうだ。村の訴訟関係のものや、税に関するもの等を受け入れた。

(委員) 何年頃のものか。

(事務局) 大正の頃だったと思う。

(委員) どのような単位か。村単位か。

(事務局) 財産区などが多い。大正だと、入会権の係争資料がある。

(委員) 資料はどの範囲まで受け入れるのか。旧村単位か。

(事務局) 基本的には、今の市政・行政で行っている業務やそれと親和性のあるものについては受け入れの方向で考えている。

(委員) 地区によっては昔の税の割付簿のようなものが結構残っているが、そういうものも公文書館で受け入れてくれるということか。

(事務局) そうだ。

(事務局) 昔の議事録を見ると、個人の税額まで全て議会にかけている。なので、議会資料を閲覧させる場合にはその部分を伏せる形をとっている。

(委員) 寄贈資料の表題に村の名前が書いてあるが、本来は村文書として村が保管すべきところ、当時の職員が家で保管していたということか。

(事務局) それに関しては、旧丸子町にも財産区が存在していた。財産区の事務というのは基本的に

は地方部局の職員が請け負っていたが、旧丸子町は特に特殊で、財産区については地元出身の職員が代々事務を行っており、後任はその村出身の職員に譲るという方法が合併まで行われていた経緯があった。そのため文書の保管も職員個人が行っていた。財産区については、そのような特殊な事情があった。

(委員) そういう文書は古文書と公文書どちらに分類するのか。軍事関係の公文書、すなわち、敗戦後に各役場でほとんど焼却されてしまったがたまたま個人で残っていた公文書等も含めてどのように判断するのか。先ほどの話だと、各地区で扱いが異なるので、悩ましいところだと思う。

(事務局) 財産区とは、元々市町村制が出来る中で集落の既得権を全体から保護するという趣旨のものできた制度のため、その地区の職員がとりまとめていた。そのため、その文書も役場と個人の境を設けることが難しいと思われる。

(委員) 村の名前が表紙に明記されている以上、保管の形はどうあれ内容を見れば公文書だ。

(委員) それを前提に考えると、財産区の文書は、その当時の首長が村の資金を作るのに苦労した痕跡や村の成り立ちを記した歴史的に重要な文書である。いいものを寄贈してもらってありがたい。

(事務局) 公文書館ができたことで、自宅にある古い文書や写真などの寄贈を申し出る方から連絡がぽつぽつ入ってきている。その都度こちらでその資料を見に行かせてもらっている。

(委員) 寄贈いただく際に、どういう経過でその資料を保管していたのか聞いておいたほうがいいのかもしれない。

(委員) 他の市でも、ため池をたくさん作る時の工事の写真が出てきた。探せば写真だけではなく工事の図面も出てくると思う。貴重な資料だ。

(委員) 無駄なものではなく、全て貴重な資料になり得る。

(委員) アメリカの公文書館では、小さなメモも残していると聞いた。

(委員) 個人の寄贈文書であっても、公文書として扱わなければならない場合があるということが、これを機会に確認できた。

(2) 令和2年度事業と歴史公文書等の選別基準について

- 事務局より、資料に沿って説明
- 意見・質問等：次のとおり

(委員) 事業の予算要求はいつ頃か。

(事務局) 11月頃に要求し、年をまたいで査定が入り、1月頃にかたまって3月に可決される。

(委員) その予算要求については運営協議会で審議する必要はないのか。

(事務局) 金額についてはこちらで精査するが、みなさんから事業や備品の購入等をこの協議会で提案していただいても結構だ。協議会は年に3回ほど考えている。

(委員) 予算要求前にそのような場を設けてもらえばありがたい。

(事務局) 年度の中頃に協議会の開催を考えているので、やるとすればそこかと思う。

(委員) 今やっている展示などは、予算がない中でやっている。企画によっては、予算付けをした方がいいものもあると思う。

また、4月から東内村誌の展示を予定しているが、東内に限らず上田市全体、そして全国から足を運んでもらうためには、やはり中長期でテーマを設定し、計画をしていく必要があると思う。

それを実行に移すとなると、やはり予算が必要になることも出てくるだろう。そのために予算をつけていく。そんな話し合いをこの場でできたら、方向付けも出来ていいと思う。

展示をやる上でも、やはり一貫性は欲しい。それが設定できたら予算もつきやすいのではないかな。無償で行う必要はなく、時には資料を借り上げたり買い取ったり出来るようにするべきだ。

いずれにせよ、おおざっぱな話でもいいから予算要求の前に話し合う機会がほしい。

(事務局) 先ほど申し上げた「ゼロ予算事業」というのは言葉のあやで、要するにお金がない中でも色々な企画ができるということを示したまです。東内村を取り上げたのも、まずは地元からという意識からだ。当然、資料は全域のものがあるので、集客という面を考えると、自分の地域の資料があるというところから興味を持ってもらうという方法もあると考えている。そういう観点から、ご当地のものを少しずつやっつけていこうと館内で決めて、東内村から取り上げるようになった。先ほど話にてできた一貫性というのも踏まえてこれから計画していければと思う。

一方で、展示スペースも限られていることから、現状はその範囲でやっているところだ。その点についても、これから皆さんにお知恵を拝借していきたい。

(委員) 広報活動についてだが、情報発信はできれば随時ではなく定期で行うべきだ。また、これについても予算をつけるべきだと思う。

公文書館だよりの定期発行というのは難しいのか。

(事務局) 今は手作りで行っている。それを印刷物にして決まった場所へ配布していくとなると一定の予算が必要になってくる。これから研究する余地があると思うが、無闇に配布しても効果的ではないし、全戸配布もなかなか難しい時代だ。このように配布場所も工夫する必要があるし、通信媒体を通じて皆さんにお届けすることも並行して考えている。インク代もかかるので、その予算措置は講じたいと考えている。

(委員) 必要な予算は予め定まっていた方が良い。

(事務局) 今年度予算の要求にあたっては、昨年発生した災害対応の費用捻出が大きく関係し、なかなか難しいものがあつたが、今皆さんがおっしゃったような意見も踏まえて引き続き財政局の方には要求をしていきたいと思う。

また、人員体制についても、文書の移管の業務も出てくる中で、現在の人数で対応できるか不明な部分もあることから、必要に応じて拡充も検討していきたいと思っている。こちらの方もご意見いただき、予算要求の際には財政局と交渉していきたい。

(委員) 公文書館のホームページはできているのか。

(事務局) 出来ている。上田市のホームページ内に設置しているし、検索エンジンで直接キーワード検索しても該当ページがすぐ出てくるようにもしてある。

(委員) 動画も掲載できるようになっているか。

(事務局) 動画については、市ホームページ全体の容量との兼ね合いもあるので、所管している広報シティプロモーション課等にその都度相談する必要がある。

(委員) 地域協議会も期待しているので、広報等活発な活動をこれからも継続して行ってほしい。

地元を題材にしたテーマ設定をすれば、興味が出る人も新たに出てくると思う。各所で地域史を作成する動きがあるので、そういう人たちも足を運ぶのではないかと思う。地元を大いに活用するのは賛成だ。

(委員) 館内展示はできれば1年単位で計画すればいいのだろうが、まだ開館したばかりということもあり、収蔵資料を使ってどのようなことができるか模索している段階だと思うので、しばらく

は今の計画の仕方でいいかと思う。

予算については、どこかでご説明いただく機会は作っていただければと思う。

また、今までの丸子郷土博物館の来館者数が減少傾向にある中で、まずは地元で親しんでもらうように東内村誌などを展示で扱うのはいいと思う。東内村誌は、小県郡の中でも絵が多い。県からそのような作り方の指導があって、東内村はそれに忠実に従った。作成したのは東御市の大石村の丸山清俊という人物だ。彼が全県下で行い、まとめた経緯がある。国はこの事業を途中で断念してしまうのだが、完成させて国にあげたのは長野県とあともう1県くらいだったと思う。そういう歴史もあるので、村誌をまとめる中で誰が村の調査員となったのかも含めて調べたりするとなおいい。直接お宅に聞き取りに行ったり、それが難しければ展示を見に来た人に話を聞くのも有効かと思う。

とにかく、地元を大事にして地元の人に足を運んでもらう館にすることは重要なことなので、展示はその貴重な機会と考える。ぜひともこれらの企画を大切にして、大いに地元と交流してほしい。

私もお手伝いはさせていただく。

(委員) 加えて、文献の収集を継続的にやっていく必要があると思う。地域の歴史がわかる施設になるために、そういった取組みが必要だ。

(委員) 図書館にもあると思う。

(委員) 図書館だけでなくここでも拡充を図るべき。

(委員) 昔の市町村誌などは古本屋でしか手に入らないものが多い。やはり予算立てが必要だ。

(事務局) 市立博物館にわりとあるようだ。ただ、問題は、本を並べて置くスペースがないことだ。

(委員) 資料4の「歴史公文書等の移管について」だが、「原課の判断だけで廃棄は行わず、総務課との協議、公文書館における審査を行い、総務課長の決裁を得たうえで廃棄が行われることとする。」とある。主体はどこになるのか。主体は総務課と読めるが。

(事務局) そうだ。ただし、文書の移管については公文書館が確認することになる。ただ、文書の量が多いので、最初は原課の方で今回導入した文書管理システムの方から移管するリストを刷り出してもらって、リスト上で総務課がまず保存年限の到来の有無などの形式的なチェックを行い、その後公文書館のほうで内容を確認し、運営協議会の方々にも確認に御協力いただくという流れになる。

(委員) 判断は廃棄だけでなく、移管も含まれるという理解でいいか。

(事務局) そうだ。廃棄と移管含めて総務課が決裁をするということだ。

(委員) 神奈川県は廃棄文書を全て公文書館に引き渡さなければならないとしている。上田市もこれに倣った条例の整備が必要だと私は思う。

(事務局) 廃棄するかどうかというのは、原課だけで決めるのではなく、総務課経由で来たリストを公文書館が見て、当初廃棄予定だった文書であっても移管すべきだと公文書館が判断すれば、原課に指示するというやり方に変わる。

(委員) 総務課から来るリストは、廃棄文書の目録ではないのか。

(事務局) 保存年限が経過した文書リストだ。

(委員) 廃棄文書はとにかく全て公文書館にまず持ってくるべきだ。総務課長の判断は関係なく、全て公文書館に移管すればよい。

(事務局) 現物をということか。

(委員) そうだ。選別は移管した後に行えばよい。物理的には難しいというのはわかるが、これが基本だと思う。

このままだと、移管も廃棄も総務課長が決めることになってしまう。

(事務局) 最終的には総務課長の決裁を要するが、その前に公文書館の審査が入るし、文書法規係の方で形式的に単純な間違いなどはチェックするようになっている。

(委員) しかし、最終的には総務課長の決裁となっている。

(事務局) その前には公文書館のチェックは入っているし、その判断を総務課長は尊重する。総務課長は文書の流れ全体を統括する立場として、決裁をする。

(委員) その最終決断が総務課長なのがまずいと言っている。

(事務局) 公文書館が判断した方がよいということか。

(委員) 公文書館が無条件で一括に廃棄文書すべてについて判断し、全て公文書館に移管させるべき。

(委員) 資料の文面の帰結が「廃棄」となっているからわかりづらいのだと思う。趣旨からすれば、公文書を「移管・保存する」という結論にすべきなのだと思う。裏面のフローチャートを見るとなんとなくかなるかという印象になったが、確かにこの文章の書き方だけだと怖さはある。

また、原課が、文書の廃棄だけでなく公文書館の移管についてまで判断するためには、資料5の選別基準だけでは難しいのではないかと思う。

もっとも、選別前の廃棄文書の現物が公文書館に来るとするのは、現在の上田市の体制では無理だと思う。作業する広大なスペースがない。せめて、非現用になった文書の目録が公文書館に来るといった形がいいのではないか。

公文書館の管轄が総務課になる以上、総務課長の決裁は当然だと思う。

ただ、どれを歴史的公文書として残すかという判断は公文書館に主体性を持たせてもらいたい。

(事務局) それは当然そのように考えている。

(委員) そのように文章を書いてもらわないと、今のままでは、原課の恣意が加わって、更に総務課の恣意が加わるといった捉え方ができてしまう。公文書館の職員も現に総務課の職員ということもあり、運営協議会の意見がどこまで影響力を持つのか不安になってしまうので、なんとかこの資料の文章の書き方は変えてほしい。

フローチャートの方はいいと思うがいかがか。

(委員) 総務課が決裁というのはやはりおかしい。

(委員) 基本的に、公文書館の上司が総務課長なのだから、総務課長が決裁するのは行政的には当然のことだ。

(委員) 上田市の場合はそうなると思う。ただ、それを、廃棄を決裁すると書くのではなくて、歴史的公文書等の保存を決裁するという書き方に訂正するべきと思う。

現段階では、選別は目録でやるしかないかと思う。目録に当たる中で疑義が生じれば現物にあたるという方法がいいのではないか。本庁だけでなく各自治センターの文書もあり、大量なのでなおさらだ。

(事務局) 理想は広大なスペースがあって全て廃棄文書を運び入れて公文書館の職員が選別していくべきなのだろうが、やはり現体制では難しいので、御理解いただきたい。

(委員) 人目的にも難しいと思う。県立歴史館の場合は廃棄目録を本庁からもらって選別していた。目録上で判断して、疑義がある場合は現物にあたるという形をとっていた。それだけだって大変な

作業だった。

(委員) 国で問題になっているのはまさにこの文書の廃棄・移管の判断ではないのか。

(委員) おっしゃるとおり、我々が一番怖いのは原課の判断だ。

(委員) 廃棄文書が公文書館に来るというのを原則にしないと、総務課長の判断次第でいくらでも隠蔽ができてしまうのではないか。それはまさに国と同じ問題が起こる危険があるのではないか。

(事務局) 公文書館は総務課から独立した機関ではなく、あくまで総務課の中の1つの係に相当するにすぎない。

理想とされる場所とは少し違うかもしれないが御理解いただきたい。

(委員) 公文書館が頭に立たないと何のための公文書館かわからない。

(事務局) そうすると、公文書館の職員は一定程度行政のことが解って、行政のチェックを行っていくということになるだろうが、現時点ではなかなかそこまでの体制にまではなっていない中での総務課長の決裁という位置づけだ。

(委員) 問題提起なので、ぜひこれからも検討していつてもらいたい。

(事務局) おっしゃることは本筋だと思うので、これからも運用と並行して検討していきたい。

(事務局) 現実的には、我々公文書館の作業が一番多い。組織上どうしても総務課長の決裁を要するのはしょうがない。私の職の位置づけは係長に過ぎない。

昨年度行った昭和30年以前の文書の整理と目録化の作業は、あれだけでも1年かかった。

全て現物に当たっての作業となると、それと同様の時間と場所と人員を要するので、リストでの対応にならざるを得ないと思う。ただ、職員も文書を選別するトレーニングは毎年積まなければならない。

(委員) 現在、国でも騒がれている問題であり、考える機会はたくさんあると思うので、引き続き検討していつてほしい。あくまで、公文書館に主体性を持たせて歴史的公文書等の選別を行うような文章にしてほしいし、例規もそのように明記してほしい。

(委員) 文書規程の改正はもう3月議会で可決済みか。

(事務局) 規則なので、市長決裁だ。条例と違って議会にかけるものではない。文章は条文の形式となっている。ただ、文言だけ見るともう少し幅をもたせたような明記の仕方になっている。

(委員) 全国の公文書館・文書館は、管轄は総務課のところもあれば教育委員会のところもある。資料の文章の書き方を見ると、完全に総務課管轄の文章だなという印象を受ける。帰結が「廃棄する。」となっていたり、「廃棄の協議」と表現されている点が眼に留まる。それぞれ「保存する。」「保存の協議」となるならわかるが、そうはなっていないので、疑義が生じてしまう。そういう点は、いくら総務課管轄であっても、いかに歴史的公文書等を残すかという考えのもと資料を作ってもらいたい。そうでないと、こちらが心配してしまう。

(事務局) 現行の文書規程は、総務課の業務についても枠組み的な機能を果たすものなので、確かにこのような書き方にはなってしまう。これを先ほどおっしゃったような書き方に直すと、「廃棄する文書は全て公文書館に引き渡す。」とし、以後の業務は全て公文書館に任せるという運用になる。ただ、今の組織体制では公文書館は総務課の出先の組織に位置づけられるので、そのような書き方は難しい。

そこで、廃棄する文書の中から、公文書館に移管するものをいかにスクリーニングして公文書館で保存するかという観点のもと、このような規定の仕方になっている。公文書館のスクリーニングが入り、その上で廃棄するという表現になっている。今現在の市の体制は、このスクリーニ

ングの過程がないので、今回新たにそれが加わるということだ。これまでは保存年限が過ぎたら単純に廃棄していたところ、今後はそれが出来なくなるということが、今回の改正の大きなポイントである。

(委員) 3年、5年、10年、30年など、どの保存年限の文書も毎年出るということでもいいか。

(事務局) そうだ。毎年出る。

(事務局) 今まで歴史的公文書等のスクリーニング機能というのは上田市にはなかった。それが新設されることは、市としては画期的なことだと思う。関所が出来たというイメージだ。

(事務局) 今までダンボールに詰めて、単純に廃棄していたに過ぎなかった。それが公文書館という受け皿とスクリーニングが入ったということだ。

(委員) にも関わらず、最後は総務課長の決裁というのが納得できない。公文書館の主体性がない。

(事務局) 公文書館は独立した組織ではないためだ。総務課の1つの機関に過ぎない。

(委員) 国を見れば分かるではないか。あれだけ騒がれても頑なに文書を出さない。同じことだ。市もそうになってしまう。あの再現をしてはならない。と、私は思う。

(事務局) 市レベルになるとアーキビストの養成を含めて、そういった視点での職員の確保は難しい。職員は色んな部署を絶えず異動していく。今公文書館にいる職員だって、来年異動する可能性は十分にある。館長だって同様だ。

(委員) もっといてほしい。そうでないとアーキビストは育たない。

(事務局) そういう仕組みをとるのであれば、総務課から独立した組織にしないといけないし、公文書館の職員については採用からそういう視点で選び、プロとして育て、ゆくゆくは館長に据えるような流れにしないといけないが、現在の段階ではそこまでは難しい。

(委員) ぜひ委員の意見も尊重し、慎重な選別・移管を行ってほしい。

(委員) あくまで、「廃棄」ではなく「移管・保存」で終わる文章にしてほしい。

(事務局) 資料の説明文を大幅に削除し、「保存年限が満了となった公文書の中から、選別基準に従い歴史公文書等を公文書館の審査を経て、公文書館に移管する。」という程度の文章でよいかもしれない。

(委員) 1年間でどれくらいの移管文書が出そうか。

(事務局) 来年度の選別する文書はかなり多いと思う。現在、公文書館に収蔵されている文書は昭和30年以前のもので、昭和30年以後の文書はまだ本庁や自治センターに残っている。そして今回、保存年限の「永年」が「30年」に改正されることにより、保存年限を経過した今まで永年保存だった文書が一斉に選別の対象となる。その数は相当のものと考えられる。

(委員) 確かにその量だと膨大で、今の人員ではやりきれない。

(委員) その膨大で貴重な歴史的公文書等が、総務課長の判断で公文書館に移管されず廃棄処分にされてしまう。なので、5年でも10年でも選別はかかってもいいから、廃棄文書は全て公文書館に持ってくるということでもいいではないか。その後、選別をしていく中で文書を廃棄していても遅くはないと思う。

(委員) 昭和31年以降の文書が選別の対象となってくると、いずれにしろ対策はとらなければならない。

(事務局) おっしゃるとおり、来年度の1年間は資料で想定している文書の移管とは違ってイレギュラーな年になる。もしかしたら、選別が遅れて廃棄が後倒しになる可能性だってあるとは思っているので、計画をさらに練る必要があるだろうと思う。

どちらにしろ新庁舎の建設と既存の庁舎の取壊しがあるので、現物は移動させなければならない。

(委員) 文書を大量にとどめて置く場所はあるのか。

(事務局) 今のところない。

(委員) 東内保育園の後利用はできるか。

(事務局) 解体する予定だ。跡地利用の前提として解体が含まれている。

(委員) 東内保育園を資料の仮置き場にすると聞いていたが。

(委員) 昭和 31 年以降の文書が対象となると、まさに 30 年分だ。短時間に選別できるものではない。

(事務局) 先日、長野市公文書館を視察したのだが、例年の 1 年度分は棚 1 個分ぐらいだった。

(事務局) それは選別後の分量か。

(事務局) そうだ。

(委員) 確かに、全国の公文書館でも廃棄対象文書から公文書館に実際に移管される文書の量はそんなに多くない。

(委員) 選別は廃棄文書を全て移管してから一定期間設けて行うべき。

(事務局) 30 年分の文書をどう移管するかというのは、別の特有の問題があるので、通常の流れとは違った配慮をする必要があると思う。

それが一通り終わった後で、この資料の流れが本格的に運用されるということだ。

(事務局) 本当は、文書の仮置き場がほしいとは思っている。

(委員) 本格的な公文書館の選別作業場は、野菜の集荷場のようであった。それは上田市では難しいので、目録を活用し、判別が難しいなら現物にあたるという形でいいと思う。

(事務局) 来年度 1 年間の選別の流れはまた事務員と検討させていただく。決裁権者については公文書館が総務課に付属している以上、ご容赦いただきたい。

4 その他

(1) その他意見

(委員) 国立公文書館「アーカイブズ」の『上田市公文書館の開館について』が資料としてあるが、記述内容について少し直してもらいたいのだが。

(事務局) 後ほどお聞かせいただく形でもよいか。

(委員) 一番気になったのは、和暦表記になっていることだ。上田市公文書館は日本の公文書館であると同時に世界の公文書館の 1 つでもある。西暦で統一か西暦も併記するべきだ。

あといくつかあるので、後でまたお話ししたい。

(事務局) 承知した。

(委員) 別件で要望なのだが、今後の公文書館講座の中に、上小地域の過去の災害を取り上げた内容のものを 1 件盛り込んで欲しい。

(委員) 昨年の台風などの災害もあったので、最近全国的に需要が高まっているようだ。

(事務局) 承知した。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大に対する公文書館の今後の対応について

(事務局) 上田市も対策本部を立ち上げて対応に当たっている。上田市の主催行事については、県からの通知も踏まえて対応にあたっている。小中学校は4月6日から開始する予定だが、入学式は卒業式に準じて規模を縮小して行う。公民館についても基準を統一して当たっている。

公文書館については、今までのイベント関係について適宜延期・中止としてきたが、これらの動きも踏まえてこれからのことを判断していきたい。情勢がますます厳しくなる可能性もあるので、今後の必要な対応については、委員の皆様にもお知らせしていく予定だ。

(3) 次回の日程について

○次回は中間報告として9月・10月頃の開催の予定となった。具体的な日程は事務局の方で改めて調整し、各委員に通知する。

5 閉会